

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務			
②事務の概要	【概要】 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ・収入の申告の受理、認定及び通知に関する事務 ・家賃、金銭又は敷金の減免を求める申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・家賃、金銭又は敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・公営住宅への入居申込の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認の申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・高額所得者・保管義務違反者等に対する公営住宅の明渡しの請求に関する事務 ・高額所得者認定に関する事務 ・高額所得者に対する金銭の決定及び徴収に関する事務 ・高額所得者による明渡し期限を延長する申請の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務 ・公営住宅の入居者の収入の状況の報告の請求等に関する事務 ・愛媛県公営住宅管理条例に規定する公営住宅及び共同施設の管理に関する事務			
③システムの名称	愛媛県公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
愛媛県公営住宅管理システム入居者情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表27の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第1項第8号 ・新情報連携主務省令第2条表第53の項 (情報提供) ・該当なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	土木部道路都市局建築住宅課			
②所属長の役職名	建築住宅課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				

請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 東予地方局総務県民課 〒793-8516 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121	
	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
	連絡先	土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係 松山市大街道三丁目1-1いよてつ会館5階 089-912-2759
	9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
	適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務運用に係る内規を定めることで、当該リスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務運用に係るの内規を定めることで、当該リスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	I 7. 請求先 愛南土木事務所用地管理課住所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	建築住宅課長 黒河 孝俊	建築住宅課長 山下 道和	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
平成31年2月1日	I 7. 請求先 西予土木事務所用地管理課住所	愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
平成31年2月1日	I 5. ②	建築住宅課長 山下 道和	建築住宅課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正による(所属長氏名の記載廃止)
平成31年2月1日	IV	—	(リスク対策の実施状況を記載)	事後	特定個人情報保護評価指針の改正による(記載事項の追加)
令和2年3月31日	I 7. 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和2年8月31日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく評価の再実施
令和2年8月31日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく評価の再実施
令和4年3月31日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号	番号法第19条第1項第8号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和4年3月31日	II 1. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和4年3月31日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和4年3月31日	I 7. 請求先	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和5年3月31日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係 松山市一番町四丁目4番地2 089-912-2759	土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係 松山市大街道三丁目1-1いよてつ会館5階 089-912-2759	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和5年3月31日	II 1. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和5年3月31日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和6年3月31日	II 1. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和6年3月31日	II 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和7年2月28日	I 3.個人番号の利用	番号法第19条第1項 別表第一の19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	番号法第19条第1項 別表27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和7年2月28日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会) ・番号法第9条第1項第8号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	(情報照会) ・番号法第9条第1項第8号 ・新情報連携主務省令第2条表第53の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和7年2月28日	II 2.取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和7年2月28日	IV 8.人手を介在させる作業	項目なし	十分である。 業務運用に係る内規を定めることで、当該リスクへの対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し
令和7年2月28日	IV 8.人手を介在させる作業	項目なし	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 業務運用に係る内規を定めることで、当該リスクへの対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直し